

「改正プロバイダ責任制限法」の概要

北澤 一樹 ●弁護士/英知法律事務所

発信者の権利の確保と迅速で円滑な被害者救済のための法改正。1回の
手続で発信者を特定できる非訟手続制度を創設し、ログイン等情報を開
示対象に加えた。2022年の施行を前にまだ議論が続いている。

■はじめに

2021年4月21日、第204回国会において「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律」（令和3年法律第27号、プロバイダ責任制限法）が成立、同月28日に公布され、発信者情報開示制度の改正が行われた。

本稿では今回改正されたプロバイダ責任制限法の概要について、今後の展望も含め紹介することとする。

■改正法成立までの経緯

●経緯

現行プロバイダ責任制限法（以下「現行法」という）は2001年に成立し、これにより、発信者情報開示請求権が実体法上の権利とされた¹。なお、開示対象となる発信者情報の範囲は総務省令で限定列挙されているが、その範囲は情報通信技術の進展などを踏まえて段階的に追加する旨の改正がされた。直近においては2020年8月に、電話番号を追加する旨の省令改正がされている。

●発信者情報開示の在り方に関する研究会

2020年4月23日、総務省は現行法における発信者情報開示の在り方などについて検討するため

「発信者情報開示の在り方に関する研究会」を開催した。同研究会は、インターネット上の情報流通の増加やサービスの多様化などに伴うインターネット上における権利侵害情報の流通の増加および発信者情報開示制度の悪用などの現状を踏まえ、開催されたものである²。

同研究会ではさまざまな立場の構成員による議論が重ねられ、同年12月22日、「発信者情報開示の在り方に関する研究会最終とりまとめ」（以下「最終とりまとめ」という）が公表された³。最終とりまとめでは、「ログイン時情報」について開示請求の範囲の見直しを行うことや、発信者の権利利益の確保と迅速かつ円滑な被害者救済を図るべく、新たな裁判手続として非訟手続を創設することが適当である旨の提言がされ、これを踏まえ改正法が成立した。

■新たな裁判手続の創設

●現行法の課題

現行法の手続では、通常、発信者の氏名や住所などの情報を取得するためには、まず侵害情報となる投稿記事が掲載されているウェブサイトの管理者（以下「コンテンツプロバイダ」という）に対して、IPアドレスなどの開示を求める仮処分⁴の申立てを行い、当該IPアドレスなどを通じて特定

された経由プロバイダ（以下「アクセスプロバイダ」という）に対して、氏名や住所などの開示を求める本案訴訟を提起しなければならなかった。

一方で、コンテンツプロバイダが記録するIPアドレスには保存期間があるのが通常であり、手続中、IPアドレスの保存期間が経過しログが消えてしまうという問題も生じていた。

このような、2回の手続に伴う時間・コストによる被害者への負担や、ログ消去の問題を解消すべく、改正法では新たな裁判手続として1回の非訟手続により発信者を特定できる制度が創設されるとともに、当該制度内においてログの早期保全が可能となるような手続も創設された。

●新たな裁判手続の流れ

改正法では新たな裁判手続として、発信者情報開示命令（新8条）、提供命令（新15条）、消去禁止命令（新16条）の3つの命令を求める申立てを一体的な手続とする、非訟手続が創設された。これらの3つの手続は、提供命令申立事件と消去禁止命令申立事件が、発信者情報開示命令申立事件に付随する裁判という関係にある。そのため、発信者情報開示命令の申立てをすることなく、提供命令や消去禁止命令を求める申立てを行うことはできない。

新たな裁判手続では①発信者情報開示を求める申立人が、SNS事業者などのコンテンツプロバイダに対して発信者情報開示命令の申立てと提供命令の申立てを行い②コンテンツプロバイダに対する提供命令により、発信者の氏名や住所などを保有するアクセスプロバイダの名称・住所を取得し③当該アクセスプロバイダに対して氏名や住所などの発信者情報開示命令の申立てを行うとともに、併せて消去禁止命令の申立てを行い、これら①～③の手続が一体として行われることが想定されている⁴。

これにより、申立人はコンテンツプロバイダに対する開示決定が出るよりも前にアクセスプロバイダに対する開示請求の手続を行うことができ、現行法の問題の一つであった、コンテンツプロバイダに対する開示請求を行っているうちにIPアドレスなどのログの保存期間が経過することを防ぐことが期待されている。

●発信者情報開示命令申立事件の審理方法

裁判所は、発信者情報開示命令の申立てについての決定をする場合には、原則として当事者の陳述を聴かなければならないものとされている（新11条3項本文）。これは、当事者双方の攻撃防御方法の機会を保障するためのものであるが、現行法の仮処分や本案訴訟と異なり、この当事者の聴取の方法は裁判所の裁量によって書面審理のみとすることも可能とされている。

これにより、権利侵害である可能性が高く争訟性が低いような事案については、現行制度で要求されている当事者双方の出頭を経ることなく、書面審理のみで迅速な判断がされることが期待されている。

●発信者情報開示命令申立ての取下げ

非訟手続については、裁判手続の取下げや紛争の蒸し返しが比較的容易であり、また、それが外部から見えにくいなどによって手続の濫用の可能性があり得るとされている⁵。

このような観点から、改正法では発信者情報開示命令の申立てについての決定があった後、または提供命令があった後に申立ての取下げを行うためには、相手方の同意を要するものとされた（新13条1項）。

●不服申立ての手段

改正法では、発信者情報開示命令の申立てにつ

いての決定（当該申立てを不適法として却下する決定を除く）に対する不服申立て手段として、異議の訴えを規定している（新14条1項）。異議の訴えの提訴期間は、上記決定の告知を受けた日から1か月の不変期間内である（同項）。新たな裁判手続では、非訟手続によって簡易迅速に発信者情報開示の判断を行うことが目指されているが、異議の訴えでは通常の本案訴訟と同様の審理がなされることとなる。

一方、提供命令および消去禁止命令の申立てについて、これらを命ずる決定を受けた開示関係役務提供者は即時抗告をすることが可能である（15条5項、16条3項）。

●海外事業者に対する開示手続

改正法では、発信者情報開示命令申立書について、相手方への送達よりも簡易な方法である送付で足りるものとした（新11条1項）。訴訟手続においては、訴状が被告に送達されることが要求されること、海外への送達は非常に時間がかかり、ログの早期保全を実現できなくなってしまうという問題がある。そこで、現行の発信者情報開示を求める仮処分の場合と同様に、送達ではなく送付によるものとされた。

■ログイン等情報について

●趣旨

現行の発信者情報開示制度では、侵害情報そのものの通信のIPアドレスなどを通じてアクセスプロバイダや発信者の特定を行うことが想定されていた。

しかし昨今、一部の海外のSNSサービスなどで、そもそも個別の投稿記事のログを記録しない（侵害情報となる通信のIPアドレスなどが存在しない）仕様のもが見受けられる。そのため、実務上、侵害情報と一定の関連性を有するログイン

時のIPアドレスなどの開示を求め、これを認める裁判例もある。しかし、そもそもログイン時の通信自体は何ら法的に問題のない通信のはずであり、このような通信を通じて発信者の特定を行うことは、通信の秘密との関係で問題となり得る。一方で、仮にログイン時の情報を通じた開示が認められないのであれば、個別の投稿記事のログを記録しないサービスについては発信者情報開示請求ができず、被害者救済が不可能となってしまう。

このような、いわゆるログイン時の情報やログアウト時の情報（以下「ログイン等情報」という）に関する論点については、裁判例においても必ずしもその判断が一定ではなく、現行制度の課題の一つされていた。

そこで、改正法では、このようなログイン等情報も開示対象に加えることにより、立法的な解決が図られている。

●特定発信者情報

新法では、まず、発信者情報について「特定発信者情報」と「特定発信者情報以外の発信者情報」に分類されている。

特定発信者情報とは「発信者情報であって専ら侵害関連通信に係るものとして総務省令で定めるもの」をいう（新5条1項）。このうち「侵害関連通信」とは「侵害情報の発信者が当該侵害情報の送信に係る特定電気通信役務を利用し、またはその利用を終了するために行った特定電気通信役務に係る識別符号（中略）その他の符号の電気通信による送信であって、当該侵害情報の発信者を特定するために必要な範囲内であるものとして総務省令で定めるもの」と定義されている（新5条3項）。侵害関連通信の上記定義のうち「特定電気通信役務を利用（中略）するために行った」という部分がいわゆるログインを表しており、「その

利用を終了するために行った」という部分がログアウトを表している。このように、特定発信者情報はログインまたはログアウトに係る情報として総務省令で定めるものであって、いわゆるログイン等情報が開示対象として法的に明確となったと言える。

一方、現行制度で発信者情報とされているものは、新法では「特定発信者情報以外の発信者情報」という位置付けとなる。名称の変更はあるものの、その具体的な内容については現行制度からの変更はない。

●開示要件

改正法では発信者情報について、ログイン等情報を想定する「特定発信者情報」と、現行法下の侵害情報自体に係る発信者情報を想定する「特定発信者情報以外の発信者情報」に分類される。後者は、開示について権利侵害の明白性（新5条1項1号）と正当理由（新5条1項2号）がその要件とされており、現行法からの変更はない。

しかし、前者の特定発信者情報については、権利侵害の明白性と正当理由に加え、新5条1項3号において「次のイからハまでのいずれかに該当するとき」が必要となる。

このうちイは「当該特定電気通信役務提供者が当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報を保有していないと認めるとき」である（新5条1項3号イ）。これは、コンテンツプロバイダが、侵害情報となる通信に関する記録をしておらず、特定発信者情報以外の発信者情報も保有していないようなケースが想定されている⁶。

ロは「当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報が」侵害情報の発信者の氏名や住所など、アクセスプロバイダの特定につながるIPアドレスやタイムスタンプなど以外の発信者情報であつ

て、「総務省令で定めるもの」のみの場合である（新5条1項3号ロ）。これは、コンテンツプロバイダが「特定発信者情報以外の発信者情報」を保有している場合であっても「特定発信者情報」の開示を受けられるようにしたものとされているが、具体的にどのような場合が想定されるのかは、総務省令で明らかにされることになっている⁷。

ハは「当該開示の請求をする者がこの項の規定により開示を受けた発信者情報（特定発信者情報を除く。）によっては当該開示の請求に係る侵害情報の発信者を特定することができないと認めるとき」である（新5条1項3号ハ）。これは、被害者がコンテンツプロバイダから裁判外で侵害情報のIPアドレスやタイムスタンプなどの開示を受け、これによりアクセスプロバイダに対して氏名や住所などの開示請求を行ったものの、当該アクセスプロバイダがそのような情報を保有していなかった場合が想定されているようである⁸。

なお、ログイン時のIPアドレスやタイムスタンプなどを通じて特定できたプロバイダは、改正法では「関連電気通信役務提供者」とされている（新5条2項）。関連電気通信役務提供者に対する開示請求における開示要件は、権利侵害の明白性と正当理由とされている（新5条2項1号2号）。

■その他（発信者に対する意見聴取事項の追加および開示命令の通知義務）

現行法では、発信者情報開示請求をされた開示関係役務提供者は、発信者のプライバシーや表現の自由などの権利利益が不当に侵害されないよう、発信者に対して開示するかどうかについての意見照会義務を負うものとされている（4条2項）。改正法は照会事項として、開示不同意の場合の理由を追加した（新6条1項）。しかし、現行の意見照会実務においても、開示不同意の場合はその理由も聴取しており、当該改正は現行実務に特段の

変化を生じさせるものではないと思われる。

また、開示関係役務提供者は、発信者情報開示命令を受けたときは、原則として、意見照会に対して開示に同意しなかった発信者に対し、遅滞なくその旨の通知をする義務を負うものとされた(新6条2項)。かかる通知義務は、発信者が後続の訴訟などに向けた準備に資するためのものとされている⁹。

■まとめ

改正法の施行時期は2022年10月下旬までの日が想定されており、それまでに総務省令や最高裁

判所規則による制度の具体化が想定される。

今回の改正事項の一つである新たな裁判手続は、非訟手続における裁判所の判断に記載される理由の程度によっては、開示可否の事例の蓄積や判断の透明性の確保が図られない可能性があるなど、裁判所による適切な運用が期待されている部分もある。また、申立代理人の間でも、新たな裁判手続をどのように活用するか、さまざまな議論がされている状況にある。

改正法の施行を迎えるに当たっては、省令などの整備および上記議論の進展にも注視しておく必要がある。

1. プロバイダ責任制限法は、プロバイダが権利侵害を理由としてインターネット上の投稿を削除した場合の責任制限についても規定している。しかし、この点については今回の改正による変更がないことから、本稿では割愛する。
2. 筆者は当該研究会の構成員であったが、文中の意見にわたる部分は筆者個人の見解であって、研究会を代表するものではない。
3. https://www.soumu.go.jp/main_content/000724725.pdf
4. 非訟事件手続法35条1項を参照。なお、国内裁判管轄については新10条7項を参照。
5. 「最終とりまとめ」、p.14
6. 高田裕介ほか、「「プロバイダ責任制限法の一部を改正する法律」(令和3年改正)について」、『コビライト』、vol.61、no.726、p.40
7. 注釈6に同じ。
8. 注釈6に同じ。
9. 注釈6に同じ。



1996, 1997, 1998, 1999, 2000...

[インターネット白書ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dおよび株式会社インプレスが1996年～2022年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<https://IWParcives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&Dおよび株式会社インプレスと著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

インプレス・サステナブルラボ

✉ iwp-info@impress.co.jp